届け出・証明

戸籍の届け出

0

戸籍住民課 戸籍届出係 ☎ 5722-9786 ☎ 5721-7814 戸籍のあるところを本籍地といいます。戸籍の記載は届け出によって行われますので、記載の内容に異動があったときは、本籍地または所在地の区市町村の戸籍係へ届け出期間内に届け出てください。(※)は本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカードなど)もお持ちください。

種 別	届け出期間	届け出先	届け出人					必要書類など
出生届	生まれた日から14日以内	子の本籍地、届出人の所在地または、出生地の区市町村の戸籍係	生まれた子の父か母	必注	要	書	類意	●出生届 ●出生証明書(出生届と一体になっていて医師が記入したもの) ●母子健康手帳(後日でも可) 名前は常用漢字・人名漢字・片仮名・ 平仮名を使用
死亡届	死亡した事実を知っ た日から7日以内	死亡者の本籍地、届出 人の所在地または、死 亡地の区市町村の戸籍 係	死亡者の親族等	必	要	書	類	●死亡届 ●死亡診断書(死亡届と一体になっ ていて医師が記入したもの)
婚姻届 (※)	届け出を受理した日から法律上の効力が 発生する			必注	要	書	類意	●婚姻届 ●戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (届け出先に本籍のあるかたは不要) ●本人確認の証明書 届け書に成年の証人2人が必要
離婚届(※)	(協議離婚) 届け出を受理した日から法律上の効力が発生する (調停・審判・和解・認諾・判決離婚) 成立・確定の日から10日以内	夫婦の本籍地または所 在地の区市町村の戸籍	〔協議離婚〕 夫と妻 〔調停・審判・和解 ・認諾・判決離婚〕 申立人、訴提起者		要	書		●離婚届 ●戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (届け出先に本籍のあるかたは不要) ●裁判離婚(調停・審判・和解・認諾・判決による離婚)の場合には、調停・和解・認諾調書の謄本または審判・判決の謄本と確定証明書 ● 体護を動し、自動を表して、自動は、中立人・が必要 ●調停・審判・和解・認諾・判決による離婚が成立・確定した日から10日間は、申立人・訴提起者以外は届け出できない ● 夫婦間の未成年の子については親権者を定めること
離婚の際 に称して いた氏を 称する届	離婚届と同時か離婚の日から3カ月以内	本籍地または所在地の区市町村の戸籍係	婚姻により氏が 変わった者	必	要	書	類	●離婚の際に称していた氏を称する届 ●戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (届け出先に本籍のあるかたは不要)
入籍届	届け出を受理した日 から法律上の効力が 発生する	入籍者の本籍地または 届け出人の所在地の区 市町村の戸籍係	入籍者(15歳未満 の場合は法定代 理人)	必	要	書	類	●入籍届 ●家庭裁判所の許可書の謄本 ●戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (届け出先に本籍のあるかたは不要)
転籍届	届け出を受理した日 から法律上の効力が 発生する	本籍地・所在地・転籍地の区市町村の戸籍係	戸籍の筆頭者と その配偶者	必	要	書	類	●転籍届 ●戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
養 子 縁組届 (※)	届け出を受理した日 から法律上の効力が 発生する		養親と養子(養子 が15歳未満の場 合は法定代理人)	必	要	書	類意	●養子縁組届 ●戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (届け出先に本籍のあるかたは不要) ●本人確認の証明書 ●配偶者の子または自己の孫以外の未成年者を養子とする場合、あるいは後見人が被後見人を養子とする場合は、家庭裁判所の許可が必要 ●届け書に成年の証人2人が必要

上記は主な届け出を示したものです。添付書類が異なる場合がありますので、お問い合わせください。

ほかに認知届(※)、養子離縁届(※)、分籍届、死産届、帰化届、氏の変更届、名の変更届などがあり、また改葬許可申請も受け付けています。

添付する戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)は、発行から3カ月以内で、内容に変更がないものです。

なお、婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届のみ不受理申出ができますので、お問い合わせください。

特別永住者証明書の交付



戸籍住民課 住民記録証明係

☎ 5722-9795 🖾 5721-7814

特別永住者のかたは、特別永住者証明書(旧外国人登録証明書=みなし特別永住者証明書)の有効期間の更新申請、紛失等による再交付の手続は、戸籍住民課住民記録証明係で申請してください。写真1枚(縦4cm横3cmで最近6カ月以内のもの)、パスポート、特別永住者証明書(同上)が必要です。詳細は特別永住者担当までお問い合わせください。

葬儀

●区などへの届け出

①死亡届

戸籍住民課 戸籍届出係 ☎5722-9786 ☎5721-7814

死亡届は、届け出義務者(親族など)が死亡の事実を知った 日から7日以内に届け出なければなりません。死亡者の本籍 地、届け出人の所在地、死亡地のいずれかの区市町村に届け 出てください。死亡届(死亡診断書と一体になっている)は1 通です。死亡届に基づき死体火葬許可証が発行されます。

②国民健康保険の届け出

国保年金課 資格賦課係 ☎5722-9810 🖾5722-9339 国保年金課 給付係 ☎5722-9811 🖾5722-9339

国民健康保険加入者が死亡した場合は、被保険者証などの返還と葬祭費の申請をしてください。葬儀を行ったかたに葬祭費7万円が支給されます。後期高齢者医療制度加入者が死亡した場合の葬祭費は、後期高齢者医療係へ申請してください(P60参照)。

③国民年金の届け出

目黒年金事務所 ☎3770-6421

国保年金課 国民年金係 25722-9814~6 25722-9339 国民年金の受給者が死亡した場合は、年金証書の返還と未支給年金の申請をしてください(加入者が死亡した場合は、P72「遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金」を参照)。申請場所は年金の種類により異なります。詳細はお問い合わせください。また、共済年金などの受給者が死亡した場合も、各年金制度への届け出が必要です。

●区民葬儀利用券

戸籍住民課 戸籍証明係 ☎5722-9805 ☎5721-7814 低料金で簡素に葬儀を行える制度です。死亡届の際に申請するか、死体火葬許可証をお持ちください。利用券をお渡しします。

●セレモニー目黒(区民斎場)

(八雲1-1-9 区民キャンパス内) ☎5701-3777 (FAX兼用) 同時に2組の葬儀が行えます。利用できるのは①区内在住のかたが亡くなり、その葬儀を主宰するかた②区内在住で葬儀を主宰するかた。その他、詳細はお問い合わせください。

●臨海斎場(大田区東海1-3-1) ☎5755-2833 図3790-5866 目黒区を含む5区が共同して建設した施設です。火葬・葬 儀が行えます。

住民票異動の届け出



各地区サービス事務所(東部地区を除く)

戸籍住民課 住民記録係

参照 P8·10

尸箱住风味 住风记歇床

☎ 5722-9884 **☎** 5721-7814

住民票とは、個人の居住関係を証明するもので、国民健康保険、介護保険、国民年金、後期高齢者医療制度などの基礎となるものです。平成24年7月9日から外国人住民のかたも住所異動があった場合、転出届や転入届などの届け出が必要になりました。

異動があった場合は、下表のとおり届け出てください。なお、届け出の際には、パスポートや免許証・在留カードなど顔写真付きの場合は1点、健康保険被保険者証など顔写真のない場合は2点、本人確認のできるものをお持ちください。

種類	届け出期間	届け出に必要なもの
転出届 ※6	引っ越す前	国民健康保険被保険者証(加入者) 後期高齢者医療被保険者証(加入者) 者) 介護保険被保険者証(加入者) 印鑑登録証(登録者)※1 在留力一ド等(外国人住民)※4
転入届 ※3	住み始めた日から 14日以内	転出証明書※2 年金手帳(加入者) 在留カード等(外国人住民)※4 マイナンバーカード (世帯全員分)※5
/ 転居届 区内の 住所異動 ※3	住み始めた日から 14日以内	国民健康保険被保険者証(加入者) 後期高齢者医療被保険者証(加入者) 在留カード等(外国人住民)※4 マイナンバーカード (世帯全員分)※5
世 変更届 ※3	変更のあった日か ら14日以内	国民健康保険被保険者証(加入者) 後期高齢者医療被保険者証(加入者) 在留カード等(外国人住民)※4

- ※1 転出の届け出をされる際に、紛失等により印鑑登録証が手元にない場合、お返しいただく必要はありません。印鑑登録は転出することで自動的に抹消されますので、後日印鑑登録証が見つかった場合は、ご自身で処分してください。
- ※2 日本人のかたで海外からの帰国者の場合は、帰国者全員分のパスポート(帰国日のスタンプ要押印)、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍の附票の原本が必要です。 外国人のかたで海外から入国した場合は、入国者全員分のパスポート(入国日のスタンプ要押印)が必要です
- ※3 外国人住民のかたは世帯主との続柄を確認するため、 配偶者などが日本人で戸籍から確認できる場合を除 き、続柄を証明する書類(外国語の場合は日本語の翻 訳文と翻訳者を明記)とパスポートが必要です。
- ※4 「在留カード等」=在留カード、特別永住者証明書
- ※5 マイナンバーカードの住所変更や電子証明書の更新 にあたっては、暗証番号(交付時に設定したもの)の入力が必要です。
- ※6 転出届はマイナポータルや郵送でお手続きできる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

参照 P26「戸籍住民課窓口混雑情報サイト」

■戸籍・住民票・納税証明など

請求の際は、運転免許証やマイナンバーカード・パスポート・在留カード・特別永住者証明書など本人確認ができるものをお持ちください。郵送請求(P25参照)できるものもあります。

請求窓口欄の「地区」は北部・中央・南部・西部地区サービス事務所です(P8・10参照)。いずれかで申請してください。

※公的年金の申請等に添付する戸籍証明・住民票の写しなどは、手数料が免除になる場合がありますのでお問い合わせください

		請求窓口				
種別	手数料	戸籍 住民課	地区	請求するときの注意事項	お問い合わせ	
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	1通450円	0	0			
除籍全部事項証明書(除籍謄本) 除籍個人事項証明書(除籍抄本)	1通750円	0	0	委任状等が必要となる場合があります。 また、理由の明示がないときは発行でき		
改製原戸籍(謄本・抄本)	1通750円	0	0	│ない場合があります │なお、戸籍および戸籍附票の閲覧はでき	戸籍住民課	
戸籍一部事項証明書	1通450円	0	_	ません	戸籍証明係 ☎5722-9806	
除籍一部事項証明書	1通750円	0	_		™ 5721-7814	
戸籍の附票の写し	1通300円	0	0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
身分証明書	1通300円	0	0	本人以外が請求するときは、委任状等が 必要です		
不在籍証明書	1通300円	0	0			
戸籍届出の受理証明書	1通350円	0	_	本籍地にかかわらず、届け出を受理した 区市町村で発行します。委任状等が必要 となる場合があります	届け出先の区市町 村の戸籍係	
住民票の写し	1通300円	0	0	特に必要がないときは、日本人のかたは続柄・本籍、外国人住民のかたは国籍地域・在 留資格等を省略して証明します。代理人が 請求するときは、委任状が必要です。第三者		
住民票の記載事項証明書	1通300円	0	0	(本人や代理人以外のかた)が請求するときは、関係・具体的請求理由を証明する資料が必要です。場合により交付できません		
広域交付住民票	1通300円	0	0	広域交付住民票(本籍の表示を省略)は、全国の区市町村で、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなどの提示により、本人もしくは本人と同一の世帯について交付を受けることができます	戸籍住民課 住民記録証明係 ☎5722-9795 ໝ5721-7814	
不在住証明書	1通300円	0	0			
住民基本台帳の閲覧	30分6,000円	0	_	詳細はお問い合わせください		
住居表示変更証明書	無料	0	0			
印鑑登録証明書	1通300円	0	0	印鑑登録証のみ必要です		
印鑑登録	1件100円	0	0	詳細はP24, 25をご覧ください	戸籍住民課 住民記録係 ☎5722-9884 ™5721-7814	
マイナンバーカード再交付	1件1000円 (電子証明書 を含まない 場合は、1件 800円)	0	_ **	外出先での紛失の場合は、事前にマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)への連絡と警察署への遺失物の提出を行ってください・交付申請書の取得再交付用の申請書が必要です※交付申請書は、区役所や地区サービス事務所で取得することができます・再交付申請取得した交付申請書を使って、郵送やオンラインで地方公共団体情報シテム機構(J-LIS)へ申請してください・新しいカードの受け取り1か月程度でカードが区役所に届きます。カードが出来上がりましたら、本りのお知らせを発送しますので、本が受取期限内にお受取りください申請状況によって、区からのお知らせを発送する期間が1か月以上かかる場合があります	戸籍住民課 マイナンバー カード交付係 ☎ 5722-9349 図 5721-7814	

種別			請求窓口				
		手数料	戸籍 住民課	地区	請求するときの注意事項	お問い合わせ	
電子証明書		1件200円	0 0		本人がマイナンバーカードをお持ちください。カード受取時に設定した暗証番号を入力する必要があります ※マイナンバーカードの再発行に伴う場合以外は、当面の間、無料です ※住民基本台帳カードに新たに電子証明書を格納することができません	戸籍住民課 マイナンバー カード交付係 25722-9349 MS5721-7814	
	戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	1通350円			発行条件	戸籍住民課 住民記録証明係 25 5722-9795 20 5721-7814	
コンビニ交付	戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)	1通350円			・現在、目黒区に住民登録のある15歳以 上のかたでマイナンバーカード(利用者		
	戸籍の附票の写し	1通200円	コンビニ交	付は下記店	証明用電子証明書の暗証番号4桁を設定済み)をお持ちのかた(戸籍証明発行		
	住民票の写し	1通200円	舗で行ってい	います	については、加えて本籍地が目黒区である必要があります) ・現在の証明のみ発行できます		
	印鑑登録証明書	1通200円	トア100を		が正の元子() C C & y		
	課税(非課税)証明書	1通200円	・ファミリー・ミニストッ・イオンリテ		発行条件 ・現在、目黒区に住民登録のある15歳以上のかたで、マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁を設定済み)をお持ちであり、かつ、課税(非課税)証明書を発行する年度に目黒区で課税(非課税)決定されているかた・課税(非課税)証明書は現年度分含め、過去5年度分発行できます	税務課 税務係 ☎5722-9819 ໝ5722-9324	
·所 ·課	小区民税・都民税証明書 得証明書 税(非課税)証明書 税証明書	1通300円	0	0	本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)を持参してください。代理人が請求するときは、委任系統を必要です。地方がナーにより	税務課 税務係 ☎ 5722-9819	
軽自	目動車税(種別割)納税証明書	1通300円	0	0	務所では発行できない場合があります。 車検用の軽自動車税(種別割)納税証明書 は無料です	™ 5722-9324	
明書	民健康保険料賦課·納付額証 計 民健康保険料納付証明書	1通300円	_	_	本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)を持参してください。代理人が請求するときは、委任状も必要です	国保年金課 収納係 公5722-9610 区 5722-9339	

印鑑登録

各地区サービス事務所(東部地区を除く)



> 戸籍住民課 住民記録係

☎ 5722-9884 **☎** 5721-7814

●印鑑登録とは

印鑑登録とは、各個人の印鑑を区市町村に登録すること です。登録された印鑑は「実印」となり「認め印」と区別され ます。個人が財産上の取引などをする際に、使用した印鑑が 「実印」であることを証明するのが「印鑑登録証明書」で、大 変重要な証書です。他人に悪用されると大きな損害を被る こともあり、不必要に登録することは事故につながる危険 性があります。実印と印鑑登録証(カード)は、必ず別々の場 所に保管してください。なお、目黒区から転出したときは自 動的に登録が抹消されます。転出先で登録が必要な場合は、 住所地の区市町村窓口で新たに登録してください。

●印鑑登録をすることができるかた

区内に在住し、住民基本台帳(住民票)に記載のある15歳 以上のかたです。成年被後見人のかたは法定代理人(成年後 見人)が同行し、登記事項証明書(発行3ヶ月以内のもの)を 持参した場合は登録できます。

●登録の手続

登録する本人または代理人が印鑑と本人確認書類を持参して

ください。

参照 P8·10

本人・代理人の別に限らず、本人の意思の確認が必要です ので、申請後、照会書を本人あてに郵送します。照会書の回 答欄(回答書)に本人が必要事項を記入して、指定期限まで に申請した窓口へ持参することで印鑑が登録されます。ま た、登録を代理人に依頼するときは「委任状」が必要です。回 答書の持参を代理人に依頼するときも、「委任状」が必要で す。登録されたかたに「印鑑登録証」を交付します。

委任状の例

目黒区長あて	委	任	状	令和	年	月	日
	Ë	主所_ 5名_ 5年月	3日_	(登録	1	
私は下記の者を代理	人と定	'め、	欠の権	限を委任し	いたし	ょす	
委任事項		列) 印 里人	鑑登錄 住所 氏名 生年				

▲ 点線内に委任する事項を記入してください。

■委任状は「委任状の例」を参考に、必ず登録する本人が全文 (代理人住所・氏名・生年月日を含む)を作成し、押印してくだ さい。パソコン等で作成した委任状は認められませんが、本 人が作成できないやむを得ない事情がある場合は、お問い 合わせください。

●登録申請後すぐに証明書が必要なかた

申請者が本人であることを確認できる次のいずれか(有効期限内のもの)を申請者自身が持参してください。

なお、代理人が申請する場合は、即日登録はできません。

- ①日本の官公署の許可証・身分証明書(写真付きでプレス印のあるもの、または写真を特殊加工してあるもの)
- ・マイナンバーカード
- ・住民基本台帳カード(顔写真のあるもの)
- 運転免許証
- ・パスポート
- 在留カード・特別永住者証明書
- ②都内で印鑑登録している人の保証書(印鑑登録申請書裏面の保証人欄に、保証人が自署および登録印を押印したもの。なお、区外の人が保証人であるときは、保証書のほかに、発行から3カ月以内の保証人の印鑑登録証明書が必要)

●登録できない印鑑

- ①住民票に記載されている氏名または氏・名を表していないもの
- ②職業・資格など氏名以外の事項を表しているもの
- ③印影の大きさが一辺の長さ25mmの正方形に収まらない もの。一辺の長さ8mmの正方形より小さいもの
- ④ゴム印など、印材の変化しやすいもの
- ⑤印影が不鮮明、または文字の判読ができないもの。流し込み、プレス印など同一形態で量産されているもの。印面が破損しているもの。そのほか指輪になっている印鑑など、区長が不適当と認めたもの
- ●届け出が必要なとき(代理人の場合は別途本人記入の委任状が必要です。)
- ①印鑑登録証をなくしたとき
- ②登録を廃止、またはその印鑑を紛失などにより使用でき なくなったとき
- ③印鑑登録証がひどく汚れたり傷ついたりしたとき ②、③の届け出には「印鑑登録証」をお持ちください。

戸籍・住民票郵送請求の方法

請求者の住所・氏名・電話連絡先と必要事項を記入した用紙(用紙の指定はなし)のほか、手数料分(P23「戸籍・住民票・納税証明など」参照)の郵便小為替と、あて名を記し、切手を貼った返信用封筒と本人確認書類(運転免許証など)の写しで返送先の住所が確認できるものを同封してください。

●あて先

〒153-8573目黒区役所戸籍住民課〇〇係 (所在地の記入は省略できます)

●請求の必要事項

【戸籍の場合】=戸籍住民課戸籍証明係あて

- ○本籍地と筆頭者氏名
- ○戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、身分証明書などの別と各必要通数
- ○戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、身分証明書の場合は、対象者の氏名
- ○請求理由(使用目的・提出先などを書いてください)
- ○本人以外の人が請求する場合は、本人の委任状等が必要となる場合があります。本人との関係・使用目的・提出先などを詳しく書いてください

【住民票の場合】=戸籍住民課住民記録証明係あて

- ○対象者の住所・世帯主名・世帯の全員、一部の別(一部のと きには、その対象者の氏名)
- ○各必要通数と続柄、本籍(外国人住民のかたは、国籍地域・ 在留資格など)の記載の必要の有無
- ○本人および同一世帯以外の人が請求する場合は、関係・使用目的・提出先を詳しく書いてください(対象者との関係等が分かる書類の写しを必要とする場合があります)。また、続柄・本籍(外国人住民のかたは、国籍地域・在留資格など)の記載が必要な場合は、その理由を詳しく書いてください(発行できない場合もあります)
- ○代理人が請求する場合は、請求者の委任状が必要です

| 自動車の仮ナンバー申請

税務課 税務係 ☎ 5722-9819

車検切れの自動車の検査を受けるために運輸支局へ回送するなどの臨時運行許可(仮ナンバー)の申請を受け付けています。詳細はお問い合わせください。

マイナンバーカード

0

戸籍住民課 マイナンバーカード交付係 ☎ 5722-9349 🐼 5721-7814

●マイナンバーカードとは

マイナンバーを記載した顔写真付きプラスチック製IC カードで、表面に住所・氏名・生年月日・性別・有効期限、裏面 にマイナンバー等を記載しています。マイナンバーカード は主に次の目的で使用されます。

- ①マイナンバーの提示が必要となる手続で、マイナンバー を証明する書類として利用
- ②本人確認のための本人確認書類として利用
- ③住民票の写し等の証明書のコンビニ交付サービスに利用 (P23を参照)
- ④カード内に格納した電子証明書を使用して、電子申請(税申告等)に利用
- ※住民基本台帳カードの発行は平成27年12月をもって終了 しています

●マイナンバーカードの申請方法

郵送、またはスマートフォンやパソコンによる申請ができます。申請先は、個人番号カード交付申請書受付センター(全国の市区町村から委託を受けてカードを発行している地方公共団体情報システム機構)です。

詳細については、マイナンバーカード総合サイト(https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html)をご覧いただくか、以下の問合せ先をご利用ください。

<問合せ先>

マイナンバー総合フリーダイヤル(**2**0120-95-0178) 平日 9時30分~20時

土日祝日・休日 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

●マイナンバーカードの受取方法

マイナンバーカードは目黒区役所戸籍住民課窓口にて直接交付します。申請したかたに、受取方法のお知らせを送付しますので、お知らせが届きましたら受取りに来てください。必要書類や窓口の開庁時間等についても掲載していますので、詳細はお知らせをご確認ください。

①受取りは原則本人です。病気・身体の障害等の理由で本人

が受け取ることができない場合のみ代理人の受取りが可能です。この場合、診断書や委任状等の書類が必要となりますので、マイナンバーカード交付係までお問合せください

- ②交付の際は、カード内に暗証番号の設定が必要となります。詳しくはお手元に届くお知らせでご確認ください
- ③初めてマイナンバーカードの交付を受けるかたは、手数料は無料です。紛失等で再交付の場合は1件1,000円(電子証明書が不要な場合は800円)かかります

|公的個人認証サービス



戸籍住民課 マイナンバーカード交付係 ☎ 5722-9349 ☎ 5721-7814

公的個人認証サービスは、インターネットを使って行政 機関へ電子申請(税申告など)をする際に、個人を特定する ためのものです。このサービスを利用する場合には、あらか じめ電子証明書を取得する必要があります。

詳細については、上記にお問い合わせいただくか、区のウェブサイトをご覧ください。

※住基カードを使用した電子証明書の発行および更新は平成27 年12月をもって終了しました。現在は、マイナンバーカードを申 し込むことで電子証明書を取得できます

通知カード



戸籍住民課 マイナンバーカード交付係 ☎ 5722-9349 5721-7814

●通知カードとは

マイナンバー(個人番号)を記載した紙製の緑色のカードで、住所・氏名・生年月日・性別が記載されています。

制度改正により、令和2年5月25日をもって通知カードは廃止されました。

現在は通知カードの再発行手続きおよび記載事項変更手続きを行っておりません。また、通知カードに記載された内容と現在の住民登録の内容が一致している場合に限り、お持ちの通知カードをマイナンバーの証明書類として使用することができます。

●個人番号通知書について

通知カードの廃止に伴い、個人番号が新規付番されたかたには個人番号通知書が簡易書留郵便(転送不要)で住民登録地あてに送付されます。

個人番号通知書には、氏名・生年月日・個人番号が記載されています。

なお、個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類としては利用できません。また、個人番号通知書を紛失した場合や受け取ることができなかった場合でも、再発行手続きを行うことができません。

目黒区マイナンバーカードコールセンター

☎ 0570-057118(日本語・英語・中国語・韓国語対応可)※通話料がかかります

EXX03-5690-5593

受付時間 平日8時30分~18時

土日祝日10時~17時(年末年始を除く)

マイナンバーカードの作成、受取、更新、電子証明書の手続き等についてのお問合せは、目黒区マイナンバーカードコールセンターをご利用ください。

戸籍住民課 マイナンバーカード交付係 25722-9349 225721-7814

関連情報

戸籍住民課

☎ 5722-9805 **☎** 5721-7814

★戸籍住民課 窓口混雑情報サイト「目黒区なう!」

「目黒区なう!」では、戸籍住民課窓口の平日および 開設している一部の土曜日と日曜日の現在の待ち人数 がわかります。

手続きに来庁されるかた、または現在手続きに来られてお待ちのかたのお時間を有効に活用していただく ことを目的としています。 お手持ちのスマートフォン等で待ち人数・ お呼び出し番号が確認できます!

目黒区なう!

戸籍住民課窓口混雑情報サイト

●ご利用方法

- 1 インターネットで「目黒区なう」を検索するか、下のコード(①)を読み取って「目黒区なう!」(外部サイト)に移動する 目黒区なう **QRI** http://yobidashi.jp/meguro/pc/
- 2 番号札に記載されているコード(②)を読み取る





★戸籍住民課では、窓口での手数料(一部を除く)等のお支払いについて、交通系電子マネー(Suica、PASMO等)がご利用になれます